

2019年11月

JICA 四国

2019年度 JICA 海外協力隊（民間連携）等現場視察調査団（ベトナム）参加者募集について

JICAでは、開発途上国の多様な課題解決に貢献するとともに、日本国内のグローバル化、地域再活性化も視野に入れ、JICA海外協力隊（民間連携）¹や中小企業・SDGsビジネス支援事業²等、民間企業と連携した事業を積極的に展開しています。四国においても、JICAの各種制度を活用し海外展開の一助としていただいている企業も増えています。これに伴いグローバル人材の育成や海外ビジネス展開戦略の一環としてのJICA海外協力隊（民間連携）制度活用への関心も高まっています³。

この度、四国の民間企業とそれらの海外展開を支援されている関係機関の方々に参加いただき、標記調査団を派遣することとなりました。ベトナムにおけるJICA民間連携事業の現場をご視察いただくことで、一層効果的な民間連携事業案件の形成と実施に繋げることを目的としています。

本調査団への参加を通じてグローバル人材の育成・採用、企業の優れた製品・技術を開発途上国の社会経済開発やビジネス展開に活用する可能性をご検討いただき、将来的にJICAボランティア事業や中小企業・SDGsビジネス支援事業等の各種JICA支援制度へ応募検討いただけることを期待しています。

上述趣旨をご理解いただける中小企業等及び支援機関の皆様からの、本調査団への積極的なご応募をお待ちしております。

本調査団派遣の主な成果目標を、以下の通り設定します。

- ① JICA ボランティア事業の理解とグローバル人材としての JICA 海外協力隊経験者の活用を見据えた現地活動の把握
- ② ベトナムの概況（社会・経済・文化、投資環境等）、ODA 事業及び開発課題に対する理解促進
- ③ ベトナムに進出している日系企業等の視察を通じた事業運営上の課題や進出の利点等に関する理解促進

¹ 詳細は <https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/> をご参照ください。

² 詳細は https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html をご参照ください。

³ 詳細は <https://www.jica.go.jp/shikoku/index.html> をご参照ください。

派遣国：ベトナム国（ハノイ・ホーチミン等を予定）

実施日：2020年2月9日（日）～2020年2月15日（土）※移動日含む

参加対象・応募要件等：

【1】 参加対象

- ① 開発途上国への事業展開をご検討中、または関心を有すること、もしくは JICA 海外協力隊（民間連携）や中小企業・SDGs ビジネス支援事業等、様々な JICA 支援制度の活用にご関心のある四国（香川県、徳島県、愛媛県、高知県）の中小企業・中小企業団体⁴において、将来的な海外展開について判断権限を持つ経営者、幹部、幹部候補者。
※但し、ベトナムにおいて JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業（過去の中小企業海外展開支援等も含む）に採択実績を持つ中小企業・中小企業団体は、応募対象外とします。
- ② 地域の金融や中小企業海外展開支援経済団体等の企業関連組織等の幹部職員、幹部指名の職員。

【2】 募集定員

10名（10社・団体）程度を予定。（最少催行人数5名）

※JICA四国引率者が同行予定です。

※マスコミによる同行取材の可能性がございます。

【3】 応募要件

- ① 本調査団、JICA 海外協力隊及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業等の JICA 事業の趣旨・目的を理解していること。
- ② 派遣中は海外進出関連機関、日系企業等の訪問や視察の他に、これら関係者との意見交換を計画しており、それらの場において、積極的に参画し意見交換等をしていただけること。
- ③ 派遣国の事情（道路状況や衛生環境等）を勘案した上で全行程に参加可能な健康状態であること。
- ④ 安全管理等に係る JICA の指示、ルールに従っていただけること。
- ⑤ 参加同意書等の調査団派遣に係る必要書類を提出すること。
- ⑥ 調査団派遣前研修（2020年1月頃に香川県高松市にて実施予定）、派遣後報告会（調査団帰国後1か月以内に国内にて実施予定）及び現地調査の全行程に参加可能であること。

⁴ 日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業（中小企業の定義は中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項に基づく）、又は中小企業団体の組織に関する法律第三条に定める中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合。

- ⑦ 帰国後 1 週間以内を目処に、調査参加報告書（A4 紙数枚程度）を提出すること。
- ⑧ 帰国後、JICA や業界団体、経済団体等が開催する国内セミナー等で、ベトナムの開発及び民間連携等の可能性について情報発信いただけること。
- ⑨ 帰国後、ベトナム現地や国内研修等での撮影写真（マスコミ撮影含む）やご提出いただく報告書等の内容が JICA HP やマスメディア等で公開されることを了承いただけること。
- ⑩ 帰国半年後を目処に、経過報告用紙（A4 紙 1 枚程度のアンケート様式）を提出すること。
- ⑪ 登記簿上の本社所在地が香川県、愛媛県、徳島県、高知県のいずれかにあること。
- ⑫ 外国会社に該当しない者
 - (a) 会社法上の外国会社、(b) 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を外国会社が所有している企業、(c) 外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占める企業のうち、いずれにも該当しない者。
- ⑬ 以下のいずれにも該当しないこと、及び将来においても該当することはないこと。これは、本調査団からの反社会的勢力の排除を目的とします。
 - 1) 応募法人の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」）である。
 - 2) 応募法人の役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる。
 - 3) 反社会的勢力が応募法人の経営に実質的に関与している。
 - 4) 応募法人又は応募法人の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以て、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - 5) 応募法人又は応募法人の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - 6) 応募法人又は応募法人の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - 7) 応募法人又は応募法人の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

8) その他応募法人が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

⑭ 調査団参加者の不正行為防止について

調査団参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程（平成 16 年規程（人）第 28 号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。

また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。

- 1) 調査団参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- 2) 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

主要訪問・視察内容（予定）：

- JICA ベトナム 事務所及び JICA ホーチミン出張事務所
- JETRO ハノイ（またはホーチミン）事務所
- ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）⁵
- JICA 海外協力隊（民間連携）活動現場
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の現場
- 日系進出企業等

現時点でのスケジュールは日程案（※1）をご覧ください。

参加経費：

当機構の規定に従い、【1】を JICA が負担、【2】を参加者（企業、支援団体等）にご負担いただきます。

⁵ 日本人材開発センターは、市場経済移行国における「顔の見える援助」として、またビジネス人材育成と日本との人脈形成の拠点として構想され、2000 年より順次開設されてきました。現在では、東・中央アジア、東南アジア地域等 9 か国に 10 センターが設置されており、ベトナムではハノイ、ホーチミンシティの両センターにおいて、管理職、実務担当者を対象にした短期間の実践的なビジネスコースや、今後のベトナムの産業界を牽引していく人材を育成するための経営塾を行っているほか、活発な日本企業の進出を背景に、日本語教育、両国の社会や文化についての相互理解の向上、日本の経済団体、教育機関、地方自治体等とのネットワークの拡大に資する事業を行っています。

【1】 JICA 負担

- ① 往復の航空賃（関西国際空港→ノイバイ国際空港→タンソンニャット国際空港→関西国際空港航空運賃、航空券の発券手数料、燃油特別付加運賃、空港使用料）
※航空券は JICA が手配します。
※航空機の座席は全員エコノミークラスです。
- ② ベトナム入国に必要な査証代（取得手数料含む）対象者のみ
※本調査団は現地滞在期間が 15 日以内のため原則は査証（ビザ）不要です。
但し、ベトナム出国後 30 日以内に再度ベトナムに入国する場合は業務査証（ビザ）の取得が必要となりますので、本調査団実施日前にベトナム渡航の予定がある応募者の方はご注意ください。対象者の査証は JICA が手配します。
- ③ 現地での移動にかかる交通費（借上げバス代等）
- ④ 現地での通訳費

【2】 参加者（企業、支援団体等）に負担いただく経費

- ① パスポート取得費用（パスポートをお持ちの方はベトナム入国の時点で旅券の有効期間が 6 ヶ月以上、かつ旅券の未使用査証欄が 1 ページ以上必要となりますので、事前にご確認ください。）
- ② 査証（ビザ）申請に必要な書類等に係る費用（写真代）対象者のみ
- ③ 現地滞在費（日当、宿泊費等）
※現地ホテルは JICA が手配します。宿泊費は US\$100/1 泊/1 室程度を想定しています。
- ④ 現地での飲食代
- ⑤ 日本国内移動及び宿泊に係る費用（自宅または勤務先から関西国際空港までの内国交通費、前泊等が必要な場合の宿泊費等）
- ⑥ 調査団派遣前研修及び派遣後報告会に係る移動費及び宿泊費等
- ⑦ 労災保険料、予防接種料
※本調査団に際し、渡航に不可欠な予防接種はございませんが、JICA が推奨する予防接種のうち、参加者が希望して実施した予防接種に関しては費用補助の対象となる場合がございます。費用補助をご希望の場合は事前に JICA までご相談ください。
- ⑧ 旅行損害保険の加入費用
※JICA 国際協力共済会⁶は、緊急事態に対応するため共済会会員以外の JICA 関係者の皆さまにご利用いただける海外旅行保険（通称：無事カエ

⁶ JICA が海外に派遣する職員、ボランティア、直営専門家、インターン等及びその随伴家族の生活の安定と福祉の向上を図るために設立された任意の団体。

ルパック)をご用意しています。詳細は、JICA ホームページ上から「無事カエルパック」でご検索ください。

- ⑨ その他、参加者の個人的な物品購入代、チップ等

応募方法:

参加申込書 (JICA 四国ホームページよりダウンロード) に必要事項をご記入の上、以下の締め切り日時までに、担当者宛 (湯本・宮崎) に電子メールにてご提出ください。

※応募書類を電子メールで送信後、数日を経過しても当方からの返信がない場合は、受信できていない可能性がありますので、再度ご連絡ください。

※電子メールの容量が 3MB を超える場合は受信できないことがあり、圧縮ファイルもセキュリティ上受信できませんので、個別にご相談ください。

※応募いただいた後、JICA 側で選考をさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願い致します。(選考結果は 2019 年 12 月中旬頃に通知予定)

申し込み締め切り : 2019 年 12 月 19 日 (木) 18 : 00 必着 (日本時間)

【お申込み・お問合せ先】

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町 3 番地 香川三友ビル 1 階

JICA 四国 業務課 民間連携担当 湯本・宮崎

TEL : 087-821-8834 FAX : 087-822-8870

E-mail : Yumoto.Misako@jica.go.jp CC:Miyazaki.Makoto@jica.go.jp

その他留意事項:

- ① 参加者には別途詳細の連絡をいたしますので、募集要領に記載のない条件や提出書類等が発生する可能性がありますことをご承知おき願います。
- ② 下記理由等により、本調査団が中止される可能性がありますことをご承知おき願います。
 - 1) 企業・団体の参加人数(除く支援団体)が最少催行人数(5名)に達しない場合
 - 2) 現地の治安状況の悪化等、予期せぬ事情が発生した場合

以上

日程案（※）

月 日（曜日）	時間	行程	滞在
2月9日（日）	08：00 10：30 13：55	関西国際空港集合 関西国際空港発 ノイバイ国際空港着 生活環境・物価/物流調査（ローカルマーケット、スーパー、ショッピングセンター等）	ハノイ泊
2月10日（月）		JICA ベトナム事務所、JETRO ハノイ、JICA 海外協力隊（民間連携）活動現場、日系進出企業（中小事業・SDGs ビジネス支援事業活用企業等）の視察	ハノイ泊
2月11日（火）		工業団地、日系進出企業（中小事業・SDGs ビジネス支援事業活用企業等）の視察	ハノイ泊
2月12日（水）	AM PM	ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）、現地政府機関等訪問 ノイバイ国際空港発 タンソンニャット国際空港着	ホーチミン泊
2月13日（木）		工業団地、日系進出企業（中小事業・SDGs ビジネス支援事業活用企業等）の視察	ホーチミン泊
2月14日（金）	21：30	JICA ホーチミン出張所、ベトナム人技能実習生等送出機関、日本商工会議所、生活環境・物価/物流調査（ローカルマーケット、スーパー、ショッピングセンター等） タンソンニャット国際空港到着	機内泊
2月15日（土）	00：05 07：00	タンソンニャット国際空港発 関西国際空港着、解散	

※ 訪問先等は諸事情により変更する可能性があります。